

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助額	交付要件
自主防災組織活動事業	<p>①防災知識の普及及び防災訓練に要する経費で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会等の資料、看板、ポスターの作成経費 ・講師や訓練指導者等への謝礼 ・防災パンフレット作成経費 ・防災士養成経費 ・水消火器、消火器、ヘルメット（文字代を含む）、誘導旗、メガホン、三角巾、炊き出し用の食材、飲料水（お茶・スポーツドリンク）等の購入経費 ・放送機器、テント、椅子、机等の借上げ経費 ・会場借上げ経費 ・その他防災知識の普及及び防災訓練に要する経費として特に必要と認められるもの <p>②次に掲げる備蓄資機材の購入及び修繕に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集伝達用具 携帯ラジオ、トランシーバー、拡声器、メガホン等 ・初期消火用具 消火器、バケツ等 ・救出用具 チェーンブロック、チェーンソー、ハンマー、カッター、ゴムボート、バール、ジャッキ、ノコギリ、ペンチ、スコップ、ナタ、オノ、梯子、掛矢、クリッパー、ワイヤロープ等 ・救護用具 担架、救急用品、毛布、リヤカー、テント等 ・避難誘導用具 懐中電灯、標旗、警笛、メガホン等 ・給食給水用具 3年以上保存可能な食糧・飲料水、浄水器、ポリタンク、鍋、釜、カセットコンロ等 ・機材収納用具 収納庫（10㎡以下・文字代含む）等 ・防災衣服 防災服（ベルトを含む）、防寒衣、雨着、ヘルメット（文字代を含む）、帽子、腕章、安全靴、ゴム長靴、皮手袋、軍手等 ・その他 防災・防水シート、簡易トイレ、コードリール、ローソク、可搬ポンプ、電池類、発電機、土のう、投光機、ロープ、非常持出し袋、AED、ガソリン携行缶、カーインバーター、ウェットティッシュ ・その他備蓄資機材で購入又は修繕の必要があると認められるもの 	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、25万円（自治会が連合して組織した自主防災組織にあっては、25万円に当該自治会の合計数を乗じて得た額）を限度とする。</p>	<p>① 防災訓練を実施すること。ただし、雨天等の理由により中止になった場合は、その限りでない。</p> <p>② 購入又は修繕する備蓄資機材は、自主防災組織が備蓄及び管理するものであること。</p> <p>③ 備蓄資機材には自主防災組織の所管であることを明記すること。</p>
災害時要配慮者支援事業	<p>①災害時要配慮者の避難支援体制構築に係る経費で次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議費 会場借上げ料、冷暖房使用料、お茶等の飲料代等（菓子代及び弁当を除く。） ・活動費 電話代、ガソリン代その他自主防災組織の活動に要する経費として活動者に支出した費用 活動費は、1人当たり1日2千円を限度とする。 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 	<p>補助対象経費の10分の10以内の額（千円未満切捨て）とし、6万円（自治会が連合して組織した自主防災組織にあっては、6万円に当該自治会の合計数を乗じて得た額）を限度とする。</p>	<p>① 災害時要配慮者の連絡体制表を整備すること。</p> <p>② 災害時要配慮者に対する情報伝達等を試行すること。</p>